

復興特別所得税の源泉徴収について

平成 23 年 12 月 2 日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要
な財源の確保に関する特別措置法(平成 23 年法律第 117 号)が公布されました。

これにより、所得税の源泉徴収義務者は、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12
月 31 日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別税を併せ
て徴収することとなりました。

1 源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の 2.1%相当
額です。

【源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額】

$$\text{支払金額等} \times \text{合計税率 (\%)}^{(\ast)} = \text{源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の額}^{(\ast)}$$

(注) 算出した所得税及び復興特別所得税の額に 1 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

※ 1 合計税率の計算式

$$\text{合計税率 (\%)} = \text{所得税率 (\%)} \times 102.1\%$$

※ 2 所得税率に応じた合計税率の例

所得税率 (%)	5	7	10	15	16	18	20
合計税率 (%) (所得税率 (%) × 102.1%)	5.105	7.147	10.21	15.315	16.336	18.378	20.42

2 保育料の算定

- (例) 父母と子ども 2 人の 4 人家族
・世帯の年間の収入 父 給与収入469万円(給与所得額310万円)
母 給与収入100万円(給与所得額35万円)
※ 母の課税総所得額は基礎控除(38万円)後、0円となる
・子 4歳、1歳 他の扶養家族なし(子2人は父の扶養)
※ 源泉徴収税額は年少扶養控除があるものとして計算

課税総所得額の計算	
基礎控除	38万円
配偶者控除(母)	38万円
年少扶養控除(4歳)	38万円
年少扶養控除(1歳)	38万円
控除額計	152万円
所得額	310万円
課税総所得額	158万円

310万円 (所得額) - 152万円 (控除額) = 158万円 (課税総所得額)

復興特別所得税がある場合

$$158\text{万円} \times 5.105\% = 80,659\text{円}$$

(課税総所得額) (合計税率) (源泉徴収税額)

保育料 D 6 階層 (未満児44,000円、以上児26,600円)

復興特別所得税がない場合

$$158\text{万円} \times 5\% = 79,000\text{円}$$

(課税総所得額) (所得税率) (源泉徴収税額)

保育料 D 5 階層 (未満児40,500円、以上児26,100円)